

愛媛県農林水産部水産局漁港課発注工事特記仕様書

令和5年3月1日

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 施工管理及び現場管理（第7条—第8条）
- 第3章 再生資材及び建設副産物（第9条—第12条）
- 第4章 安全管理（第13条—第14条）
- 第5章 使用材料
 - 第1節 コンクリート（第15条）
 - 第2節 鉄鋼スラグ等（第16条—第26条）
 - 第3節 銘板（第27条）

第1章 総則 (適用)

第1条 愛媛県農林水産部水産局漁港課が発注する工事の実施にあたっては、工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び愛媛県土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）、漁港漁場関係工事共通仕様書及び港湾工事共通仕様書によるほかこの特記仕様書によるものとする。

（工事の着手）

第2条 受注者は工事着手に先立ち、工事施工に関連する漁業協同組合等、関係機関に連絡をとり、その承諾を得なければ、工事に着手してはならない。

2 受注者は工事施工に伴う任意仮設物の設置、資材置場、資材搬入路等で私有地を借用する必要が生じた場合には、事前に関係者と話し合い、賃借契約締結のうえ着手するものとする。なお、所有者との「トラブル」については受注者において処置するものとするが、必要により県が仲裁を行う場合には、受注者は発注者の裁定に従うものとする。

2 受注者は工事着手に先立ち、必要に応じて海上保安部に工事許可申請を行い、許可を得なければ、工事に着手してはならない。この場合において、工事許可申請書の記載内容については事前に監督員の承諾を受けなければならない。また、許可証の写しを、発注者に提出しなければならない。

3 受注者は、発注者から提供された調査成果をもとに、工事施工区域、海上工事においては付近海底の埋設物について事前に調査を行い、事故の発生を防止しなければならない。また、工事施工中にこれ等に損害を与えた場合は、受注者において一切の損害を補償するものとする。

4 受注者は、工事施工中に埋没物を発見した場合は、直ちに監督員に報告し、処置について指示を受けなければならない。

5 受注者は、設計図書に基づき、海中の汚濁、汚染が拡散しないよう適切に措置を講じなければならない。また、受注者の過失により漁業者等に損害を与えた場合は、一切の損害を補償しなければならない。

6 工事に使用する船舶が港に入港する場合、及び港湾等の施設を使用する場合は、当該施設の管理者に届出し、若しくは許可を受けなければならない。

7 受注者は、設計図書に基づき、関係機関の許可条件を遵守し、船舶航行の安全、海上事故防止のための必要な措置を講じなければならない。指示に違反し、安全を阻害したことにより、損害を与えた場合は、受注者において一切の損害を補償しなければならない。

（配置技術者の工事現場への専任）

第3条 工事請負金額40,000 千円（建築一式工事においては80,000 千円）以上の工事において、以下の各号における期間は主任技術者又は監理技術者の専任は要しない。

（1）請負契約の締結後、現場施工に着手（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等の開始をいう。）するまでの期間。なお、現場施工に着手する日については、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内としなければならない。ただし、海上工事の場合は、契約書に定め

る契約日以降45日以内とする

- (2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等のため、工事を全面的に一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーターその他の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 監督員との出来形確認に係る協議が終了してから工事検査日までの、工事現場が実質的に稼働していない期間で、受注者からの申出を発注者が承諾した場合。ただし、工事検査及び臨機の対応等を行う日を除く。
- (5) 工事完成後、検査が終了し（ただし、発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

（技術者の途中交代）

第4条 本件工事に配置した特例監理技術者、監理技術者補佐、監理技術者及び主任技術者（以下監理技術者等という）について、次の各号のいずれかに該当する場合は、途中交代を認めるものとする。なお、他の場合において監理技術者等の途中交代を希望するときは、発注者と事前に協議すること。

- (1) 監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合
 - (2) 受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合
 - (3) 工場から現場へ工事の現場が移行する場合
 - (4) 工事工程上技術者の交代が合理的な場合
- 2 本件工事に配置している監理技術者等を途中で交代する場合は、発注者の同意を得なければならない。また、交代できる技術者は当初配置されていた監理技術者等と同等以上の技術力を有する技術者でなければならない。

（履行報告）

第5条 受注者は、契約書第11条の規定により、履行状況を発注者に報告しなければならない。ただし、年間維持工事（愛媛県が管理する施設、設備等の安全性を確保すること又はその機能若しくは性能を維持することを目的とし、おおむね年間を通じて行う維持、修繕等の工事をいう。以下同じ）については、監督員が指示する場合を除き、履行状況の報告を省略することができる。

- 2 前項の報告は、次の各号に示す資料を添付し、毎月末日（末日が県の休日にあたる場合は直前の平日とする。）までに行わなければならない。
- (1) 工事履行報告書
 - (2) 実施工程表
 - (3) 工事全体の進捗が分かる写真

（1日未満で完了する作業の積算）

第6条 愛媛県土木工事標準積算基準で示す施工パッケージ型積算を行っている場合、1日未満で完了する作業の積算については次項以降によるものとする。

- 2 1日未満で完了する作業の積算（以下「1日未満積算基準」という。）は、変更設計にのみ適用する。
- 3 受注者は、施工実態と施工パッケージ型積算基準に乖離があった場合は、1日未満積算基準の適用について、監督員に協議を行うことができる。
- 4 受注者は、前項の協議を行うときは、作業が1日未満積算基準に該当することを示す資料その他協議に必要となる根拠資料（作業日報、実際の費用が分かる資料等とする。）を監督員に提出しなければならない。
- 5 前項の資料による確認の結果、施工実態と施工パッケージ型積算基準に乖離が確認できなかった場合、又は同一作業員の作業が他工種・細別の作業との組合せにより1日作業となる場合は、1日未満積算基準を適用しないものとする。
- 6 施工箇所が点在する工事として定められた工事にあっては、設計図書で定められた地区を別箇所として扱い、それぞれ箇所で1日未満積算基準の適用を判断するものとする。

(その他)

第7条 本仕様書に記載なき事項で疑義を生じた場合は、監督員と協議するものとする。
2 設計書添付図面は、図記の縮尺から縮小してある。施工計画、管理等に原寸図面が必要な場合は、監督員から貸与する。

第2章 施工管理及び現場管理

(施工計画書の内容)

第8条 受注者は、施工計画書の作成にあたっては、共通仕様書第1編 1-1-1-4 第1項の規定によるほか、次の項目ごとに、それぞれ必要な内容を含めなければならない。施工計画書を変更した場合も同様とする。ただし、当初の請負代金が500万円未満の工事及び年間維持工事については、監督員が指示する場合を除き、施工計画書の作成を省略することができる。

項目	含める内容	備考
(1) 工事概要	工事実績データ登録機関発行の登録内容確認書	共通仕様書第1編1-1-1-5
(4) 指定機械	使用する排出ガス対策型建設機械	共通仕様書第1編1-1-1-29
(6) 主要資材	主要資材 県産品未使用理由書 主要資材に関する資料	県産品優先使用に係る特記仕様書 第4条 本仕様書第7条
(8) 施工管理計画	段階確認予定表	共通仕様書第3編3-1-1-5
(9) 安全管理	安全訓練に関する計画書 火気の使用に関する計画 木製工事用バリケードの設置に関する計画	共通仕様書第1編1-1-1-25 共通仕様書第1編1-1-1-26 共通仕様書第1編1-1-1-45
(11) 交通管理	交通安全等輸送に関する計画 交通誘導警備員配置計画表 検定合格警備員一覧表	共通仕様書第1編1-1-1-31 共通仕様書第1編1-1-1-32
(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書	共通仕様書第1編1-1-1-17及び本仕様書第11条第1項
(15) その他	官公庁等への手続き（予定または写し） 創意工夫・社会性等に関する実施予定について 総合評価落札方式における技術提案等の履行確認書	共通仕様書第1編1-1-1-35 共通仕様書第3編3-1-1-14 総合評価における技術提案等の履行確認に関する特記仕様書第2条

(主要資材に関する資料の提出)

第9条 受注者は、工事に使用する主要資材（燃料以外の全ての資材であって、損料又は賃料として計上されるもの以外のものをいう。）について、資材の名称、製造者、寸法及び規格その他資材の概要が分かる資料を、工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。

第3章 再生資材及び建設副産物

(再生資材の品質)

第10条 受注者は、再生資材の使用に際し、舗装再生便覧（（公社）日本道路協会）やコンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準等を遵守し、適正な品質を確保するため再生処理施設において、品質の確認を行わなければならない。なお、適正な品質が確保できない場合は、監督員と協議するものとする。

(再生骨材コンクリート)

第11条 受注者は、再生骨材M、Lを用いたコンクリート（以下それぞれ「再生骨材コンクリートM、L」という。）を使用しようとする場合は、監督員の承諾を得なければならない。

2 再生骨材コンクリートM、Lの品質については、コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準によるものとする。

(再生資源利用（促進）計画書及び実施書)

第12条 受注者は、本工事の請負代金額が100万円以上の場合、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出の有無や多寡に関わらず、必要な情報を建設副産物情報交換システム（COBRIS）に入力するとともに、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、着手前に監督員に提出しなければならない。

2 受注者は、前項の場合は、工事完成時に必要な情報を建設副産物情報交換システム（COBRIS）に入力するとともに、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を工事完成時に提出しなければならない。

3 受注者は、再生資源利用（促進）計画書及び実施書を工事完成後1年間保存しなければならない。

(再資源化等報告書)

第13条 共通仕様書第1編1-1-1-17及び前条第2項の規定による再生資源利用（促進）実施書に次の各号に示す事項を記載し提出することをもって、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定に基づく報告とする。

- (1) 再資源化等が完了した年月日
- (2) 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- (3) 再資源化等に要した費用

第4章 安全管理

(標示板の様式)

第14条 共通仕様書第1編1-1-1-22第3項に定める標示板の様式は、参考図-1によること。

(警備会社へ支払う費用)

第15条 受注者は、交通誘導警備業務に係る費用の警備会社への支払いに当たっては、交通誘導警備員の設計労務単価と間接工事費に計上している警備会社の経費の合算額を支払金額とすることに留意しなければならない。

第5章 使用材料

第1節 コンクリート

(コンクリートの呼び強度)

第16条 本工事に使用するコンクリート（無筋及び鉄筋）は、設計図書に明示されている場合及び監督員が指示する場合の他は、次のとおりとする。

種別	粗骨材の最大寸法	スランプ	水セメント比	呼び強度	使用セメント
無筋コンクリート	40mm	8cm 5cm	60%以下	18N/mm ² 以上	普通ポルトランドセメント 又は高炉セメントB種
鉄筋コンクリート	20又は 25mm	12cm	55%以下	21N/mm ² 以上	普通ポルトランドセメント 又は高炉セメントB種
鉄筋コンクリート	20又は 25mm	12cm	55%以下	24N/mm ²	普通ポルトランドセメント 又は高炉セメントB種

(鉄鋼スラグの使用)

第17条 受注者は、鉄鋼スラグ（銑鉄製造過程で生成する高炉スラグ、鋼の製造過程で生成する製鋼スラグ及び鉄スクラップを電気炉で熔解製錬して鋼を製造する際に副産される電気炉酸化スラグをいう。）を建設工事に使用する場合は、次条から第22条までの規定による。ただし、セメント、コンク

リート用骨材及びアスファルト用骨材については適用しないものとする。

(鉄鋼スラグの品質基準)

第18条 使用する鉄鋼スラグは、共通仕様書及び本仕様書によるほか、「JIS A 5011-1コンクリート用スラグ骨材（高炉スラグ）」、「JIS A 5011-4コンクリート用スラグ骨材（電気炉酸化スラグ）」、「JIS A 5015道路用鉄鋼スラグ」等の関連する指針・基準類に適合しなければならない。

2 使用する鉄鋼スラグは、事前に製造者又は販売者による安全性の確認が行われているものでなければならない。

(重金属等の溶出基準)

第19条 重金属等の溶出基準は、鉄鋼スラグの使用資材届の提出時期から3か月以内に、次条に規定する公的試験機関で行われた「土壤汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）」に定める試験方法による溶出試験結果により基準を満足しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、海上工事に使用する場合は、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年環境庁告示第14号）」に定める試験方法による溶出試験結果により基準を満足しなければならない。

3 鉛、カドミウム、水銀、フッ素、ホウ素などの無機物については、「JIS K 0058-1溶出試験方法」に定める試験方法によるものとする。

(公的試験機関)

第20条 公的試験機関とは、次の各号に示す要件のいずれかを満たす試験機関をいう。

(1) 国又は都道府県が所管している試験機関

(2) 環境計量証明事業所（ただし、製造者又はその関連会社を除く。）

2 受注者は、重金属等の溶出試験を前項第2号に規定する環境計量証明事業所で行う場合は、販売会社等と試験機関が関連会社でないことを誓約書（例示様式-1）に記入し、監督員に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、下表の鉄鋼スラグメーカーが製造した鉄鋼スラグの重金属の溶出試験を下表の試験機関で行う場合は、誓約書の提出を省略することができる。

鉄鋼スラグ メーカー	所在地	試験機関	試験機関所在地
J F E スチール(株) 西日本製鉄所	広島県福山市鋼管 町1番地	公益財団法人 岡山県環境保全事業団	岡山市内尾665-1
		一般財団法人 広島県環境保健協会	広島市中区広瀬北町9番1号
		株片山化学工業研究所	大阪府大阪市東淀川区東淡路1-6-7
株神戸製鋼所 加古川製鉄所	兵庫県加古川市金 沢町1	公益財団法人 ひょうご環境創造協会	神戸市須磨区行平町3丁目1番31
株神戸製鋼所 神戸製鉄所	兵庫県神戸市灘区 浜東町2	公益財団法人 ひょうご環境創造協会	神戸市須磨区行平町3丁目1番31
日新製鋼(株) 吳製鉄所	広島県吳市昭和町 11-1	ラボテック(株)	広島市佐伯区五日市中央6丁目9-25
		(株)アサヒテクノリサーチ	広島市西区草津新町1丁目21番35号
		一般財団法人 広島県環境保健協会	広島市中区広瀬北町9番1号
新日鐵住金(株) 大分製鉄所	大分県大分市西ノ 洲1番地	(株)住化分析センター	大分市大字鶴崎2200番地
		(株)三計テクノス	熊本市東区御領5丁目6-53

(品質諸元の確認)

第21条 受注者は、次の各号に示す事項について、使用する鉄鋼スラグの品質諸元を確認しなければならない。

(1) 種類または呼び名

- (2) 製造者
- (3) 製造工場名
- (4) 製造時期
- (5) 数量
- (6) 品質保証（溶出基準の試験結果）
- (7) その他（粒度、物理的性状、化学的性状）

（試験結果及び品質諸元の提出）

第22条 受注者は、第19条の試験結果及び前条の品質諸元を示す資料を、工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。

（現場保管の禁止）

第23条 受注者は、鉄鋼スラグの搬入にあたっては、現場で施工する日施工数量に見合った数量を搬入するものとし、現場での保管を行ってはならない。ただし、降雨等による溶出水の流出が周辺環境に影響を及ぼすことのないように遮水対策等を講じ、監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。

（フェロニッケルスラグ）

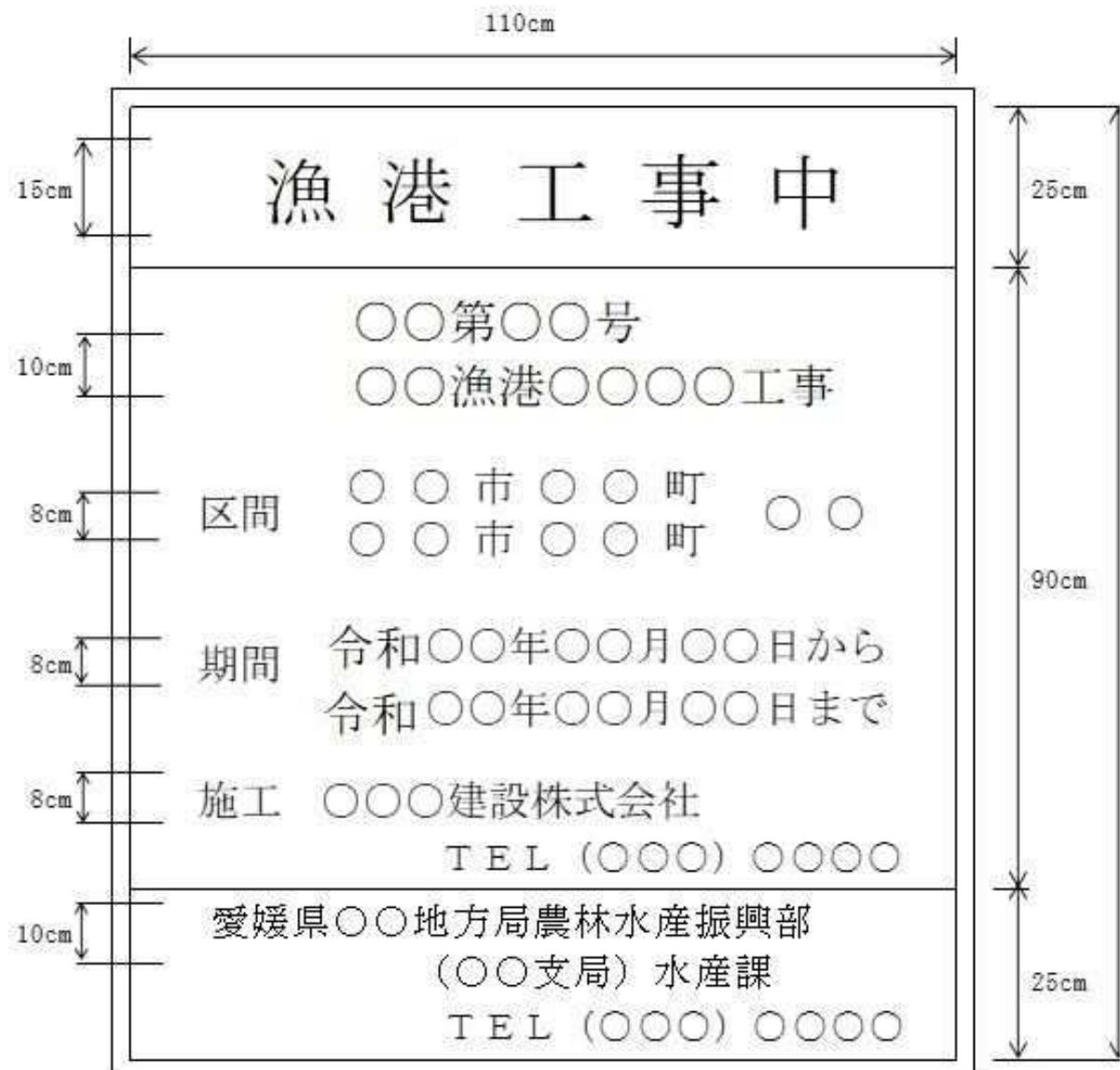
第24条 受注者は、ニッケル鉱石等からフェロニッケル（ステンレス鋼等の原料）を精錬採取する際に副産されるフェロニッケルスラグを用いた細骨材をケーソン等の中詰材に使用する場合は、第18条から前条までの規定に準じるものとする。

第3節 銘板

（銘板）

第25条 コンクリート構造物及び鋼構造物に設置する工事関係者、構造物の諸元等を表示した銘板については、設計図書に明示されている場合の他、監督員が指示した場合には、銘板の表示内容、設置場所、材料等を監督員と協議のうえ、決定する。

参考図－1



標示施設の記入上の注意

- 1 色彩は「漁港工事中」は赤色、その他の文字及び船を青色、地を白色とする。
- 2 「○○第○○号」は、工事番号を記入する。
- 3 「○○漁港○○○○工事」は漁港名及び工事名を記入する。
- 4 「愛媛県○○地方局農林水産振興部（○○支局）水産課」は、工事監督員が所属する事務所を記入する。
- 5 標示施設の設置位置は、工事区間の起終点の道路の左側の路面、又はそれに準ずる箇所で、一般通行人等が見やすい場所に設置するものとする。
- 6 その他標示施設については、国土交通省制定の「道路工事現場における標示施設の設置基準」及び「道路工事保安施設設置基準（案）」に準ずるものとする。

例示様式－1

年　月　日

誓 約 書

受注者 様

所在地 _____
販売会社名 _____

鉄鋼スラグ等の溶出試験機関について

当社が溶出試験を依頼する下記の試験実施機関については、当社の関連会社ではないことを誓約します。

記

試験機関名 : _____

以上